

## 科目免除要件及び時間数

## I 初任者課程

## 1 介護業務従事経験者※

## (1) 免除科目

実習を行う科目のうち、実習部分

## (2) 免除要件

介護に関する実務経験の期間が、研修開講日時点で3か月以上あり、かつ従事日数が45日以上ある者。勤務形態（常勤・非常勤の別）及び1日の勤務時間数は問わない。

※ 介護業務の具体的範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）」に定めるものをいう。

## 2 生活援助課程修了者

(1) 免除科目及び最大免除時間は表1のとおりとする。

(2) 各科目の研修内容において、免除ができる部分及び内容を軽くして教える部分については、表2のとおりとする。

表1 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
1 職務の理解	6時間	2時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	6時間
3 介護の基本	6時間	4時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	3時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	6時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症の理解	6時間	3時間
8 障害の理解	3時間	3時間
9 心とからだのしくみと生活支援技術 (科目9の内訳)	75時間	24時間
ア 基本知識の学習	10～13時間	7.5時間
イ 生活支援技術の講義・演習	50～55時間	14.5時間
ウ 生活支援技術演習	10～12時間	2時間
10 振り返り	4時間	2時間
		計 59時間

表2 免除又は内容を軽くして教えることができる部分

下線部は免除できる部分、二重下線部は内容を軽くして教えることができる部分

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	○ <u>介護保険サービス</u> (居宅、施設)、○ <u>介護保険外サービス</u>
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	○ <u>居宅、施設</u> の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○ <u>居宅、施設</u> の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等) ○ケアプランの位置づけに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(3) 人権と尊厳を支える介護	① <u>人権と尊厳の保持</u> ○ <u>個人としての尊重</u> 、○ <u>アドボカシー</u> 、○ <u>エンパワメントの視点</u> 、○ <u>「役割」の実感</u> 、○ <u>尊厳のある暮らし</u> 、○ <u>利用者のプライバシーの保護</u> ② <u>ICF</u> ○ <u>介護分野におけるICF</u> ③ <u>QOL</u> ○ <u>QOLの考え方</u> 、○ <u>生活の質</u> ④ <u>ノーマライゼーション</u> ○ <u>ノーマライゼーションの考え方</u> ⑤ <u>虐待防止・身体拘束禁止</u> ○ <u>身体拘束禁止</u> 、○ <u>高齢者虐待防止法</u> 、○ <u>高齢者の養護者支援</u> ⑥ <u>個人の権利を守る制度の概要</u> ○ <u>個人情報保護法</u> 、○ <u>成年後見制度</u> 、○ <u>日常生活自立支援事業</u>
	<u>(4) 自立に向けた介護</u>	① <u>自立支援</u> ○ <u>自立・自律支援</u> 、○ <u>残存能力の活用</u> 、○ <u>動機と欲求</u> 、○ <u>意欲を高める支援</u> 、○ <u>個別性／個別ケア</u> 、○ <u>重度化防止</u> ② <u>介護予防</u> ○ <u>介護予防の考え方</u>

科目	細目	研修内容
3 介護の基本	(5) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	<p>① 介護環境の特徴の理解 ○訪問介護と施設介護サービスの違い、<u>○地域包括ケアの方向性</u></p> <p>② 介護の専門性 ○<u>重度化防止・遅延化の視点</u>、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム、○多職種から成るチーム</p> <p>③ 介護に関わる職種 ○<u>異なる専門性を持つ多職種の理解</u>、○<u>介護支援専門員</u>、○<u>サービス提供責任者</u>、○看護師等とチームとなり利用者を支える意味、○互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、○チームケアにおける役割分担</p>
	<u>(6) 介護職の職業倫理</u>	<p>職業倫理 ○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重</p>
	(7) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	<p>① <u>介護における安全の確保</u> ○<u>事故に結びつく要因を探り対応していく技術</u>、○<u>リスクとハザード</u></p> <p>② <u>事故予防、安全対策</u> ○<u>リスクマネジメント</u>、○<u>分析の手法と視点</u>、○<u>事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）</u>、○<u>情報の共有</u></p> <p>③ <u>感染対策</u> ○<u>感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）</u>、○<u>「感染」に対する正しい知識</u></p>
	(8) 介護職の安全	<p>介護職の心身の健康管理 ○<u>介護職の健康管理が介護の質に影響</u>、○<u>ストレスマネジメント</u>、○<u>腰痛の予防に関する知識</u>、○<u>手洗い・うがいの励行</u>、○<u>手洗いの基本</u>、○<u>感染症対策</u></p>

科目	細目	研修内容
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(9) 介護保険制度	<p><u>①介護保険制度創設の背景及び目的、動向</u>  <u>○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、</u>  <u>○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進</u></p> <p><u>②仕組みの基礎的理解</u>  <u>○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、</u>  <u>○予防給付、○要介護認定の手順</u></p> <p><u>③制度を支える財源、組織・団体の機能と役割</u>  <u>○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定</u></p>
	(10) 医療との連携とリハビリテーション	<p><u>○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念</u></p>
	<u>(11) 障害福祉制度及びその他制度</u>	<p><u>①障害福祉制度の理念</u>  <u>○障害の概念、○ICF（国際生活機能分類）</u></p> <p><u>②障害福祉制度の仕組みの基礎的理解</u>  <u>○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</u></p> <p><u>③個人の権利を守る制度の概要</u>  <u>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</u></p>
5 介護におけるコミュニケーション技術	<u>(12) 介護におけるコミュニケーション</u>	<p><u>①介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割</u>  <u>○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</u></p> <p><u>②コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</u>  <u>○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</u></p> <p><u>③利用者・家族とのコミュニケーションの実際</u>  <u>○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、</u>  <u>○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</u></p> <p><u>④利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</u>  <u>○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、</u>  <u>○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障</u></p>

科目	細目	研修内容
		<p><u>害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</u></p>
	<p><u>(13) 介護におけるチームのコミュニケーション</u></p>	<p>①記録における情報の共有化  <u>○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</u></p> <p>②報告  <u>○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</u></p> <p>③コミュニケーションを促す環境  <u>○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</u></p>
<p>6 老化の理解</p>	<p><u>(14) 老化に伴うこころとからだの変化と日常</u></p>	<p>①老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴  <u>○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験</u></p> <p>②老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響  <u>○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響</u></p>
	<p><u>(15) 高齢者と健康</u></p>	<p>①高齢者の疾病と生活上の留意点  <u>○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛</u></p> <p>②高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点  <u>○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気づく視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</u></p>
<p>7 認知症の理解</p>	<p><u>(16) 認知症を取り巻く状況</u></p>	<p>認知症ケアの理念  <u>○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</u></p>

科目	細目	研修内容
	(17) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	<p>認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</p> <p>○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p>
	(18) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	<p>①認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p>○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○不適切なケア、○生活環境で改善</p> <p>②認知症の利用者への対応</p> <p>○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</p>
	(19) 家族への支援	○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）
8 障害の理解	(20) 障害の基礎的理解	<p>①障害の概念とICF</p> <p>○ICFの分類と医学的分類、○ICFの考え方</p> <p>②障害者福祉の基本理念</p> <p>○ノーマライゼーションの概念</p>
	(21) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	<p>①身体障害</p> <p>○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害</p> <p>②知的障害</p> <p>○知的障害</p> <p>③精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む）</p> <p>○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害</p> <p>④その他の心身の機能障害</p>
	(22) 家族の心理、かかわり支援の理解	<p>家族への支援</p> <p>○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減</p>

科目	細目	研修内容
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	<u>(23) 介護の基本的な考え方</u>	<u>○理論に基づく介護( I C Fの視点に基づく生活支援、我流介護の排除)、○法的根拠に基づく介護</u>
	(24) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、○こころの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がこころに与える影響
	<u>(25) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解</u>	<u>○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋肉に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</u>
	<u>(26) 生活と家事</u>	<u>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u> <u>○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</u>
	(27) 快適な居住環境整備と介護	快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 <u>○家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具貸与</u>
	(28) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	(読替なし)
	(29) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	<u>移動・移乗に関する基礎知識、様々な移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援</u> ○利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の動きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○移乗介助の具体的な方法(車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗)、○移動介助(車

科目	細目	研修内容
		いす・歩行器・つえ等)、○褥瘡予防
	(30) 食事に 関連したこ ころとから だのしくみ と自立に向 けた介護	<u>食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援</u> ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、 ○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備(時間・場所等)、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケアの定義、○誤嚥性肺炎の予防
	(31) 入浴・ 清潔保持に 関連したこ ころとから だのしくみ と自立に向 けた介護、  (32) 排泄に 関連したこ ころとから だのしくみ と自立に向 けた介護	(読替なし)
	<u>(33) 睡眠 に関連した ところとか らだのしく みと自立に 向けた介護</u>	<u>睡眠に関する基礎知識、様々な睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法</u> ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備(温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室)、○安楽な姿勢・褥瘡予防



科目	細目	研修内容
	(34) 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護	<p>終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援</p> <p><u>○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程(高齢者の自然死(老衰)、癌死)、○臨終が近づいたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性</u></p>
	(35) 介護過程の基礎的理解	<p><u>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</u></p>
	(36) 総合生活支援技術演習	<p>(読替なし)</p>
10 振り返り	<u>(37) 振り返り</u>	<p><u>○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと、○根拠に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等)</u></p>
	<u>(38) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</u>	<p><u>○継続的に学ぶべきこと、○研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例(Off-JT、OJT)を紹介</u></p>

3 入門的研修修了者（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するもの。）

（1）免除科目及び最大免除時間は表3のとおりとする。

（2）基礎講座のみの修了者については、免除することはできない。

表3 科目ごとの最大免除時間

① 基礎・入門講座修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本	6時間	6時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
8 障害の理解	3時間	3時間
		計 21 時間

② 入門講座のみ修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本 （「細目（7）介護における安全の確保とリスクマネジメント」及び「細目（8）介護職の安全」のみ）	6時間	2時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
8 障害の理解	3時間	3時間
		計 17 時間

4 認知症介護基礎研修修了者（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。）

（1）免除科目及び最大免除時間は表4のとおりとする。

表4 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
		計 6 時間

5 訪問介護に関する三級課程修了者（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するもの。）

ア 免除科目及び最大免除時間は表5のとおりとする。

イ 各科目の研修内容において、免除ができる部分については、表6のとおりとする。

表5 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
1 職務の理解	6時間	3時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	3時間
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 (科目9の内訳は以下のとおりとする。)	75時間	7時間
ア 基本知識の学習	10～13時間	0時間
イ 生活支援技術の講義・演習	50～55時間	4時間
ウ 生活支援技術演習	10～12時間	3時間
		計 13時間

表6 免除ができる部分

下線部が免除できる部分

u003c/div>

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	○介護保険サービス ( <u>居宅</u> 、施設)、○介護保険外サービス
	(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	○ <u>居宅</u> 、 <u>施設</u> の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○ <u>居宅</u> 、 <u>施設</u> の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等) ○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携

科目	細目	研修内容
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(3) 人権と尊厳を支える介護	<p><u>①人権と尊厳の保持</u>  ○個人としての尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護</p> <p><u>②ICF</u>  ○介護分野におけるICF</p> <p><u>③QOL</u>  ○QOLの考え方、○生活の質</p> <p><u>④ノーマライゼーション</u>  ○ノーマライゼーションの考え方</p> <p><u>⑤虐待防止・身体拘束禁止</u>  ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援</p> <p><u>⑥個人の権利を守る制度の概要</u>  ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>
	(4) 自立に向けた介護	<p><u>①自立支援</u>  ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止</p> <p><u>②介護予防</u>  ○介護予防の考え方</p>
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	<u>(26) 生活と家事</u>	<p><u>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u>  ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p>
	<u>(35) 介護過程の基礎的理解</u>	<p><u>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</u></p>

## II 生活援助課程

### 1 介護業務従事経験者

#### (1) 免除科目

実習を行う科目のうち、実習部分

#### (2) 免除要件

介護に関する実務経験の期間が、研修開講日時点で3か月以上あり、かつ従事日数が45日以上ある者。勤務形態（常勤・非常勤の別）及び1日の勤務時間数は問わない。

※ 介護業務の具体的範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）」に定めるものをいう。

### 2 入門的研修修了者（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するもの。）

(1) 免除科目及び最大免除時間は表7のとおりとする。

(2) 基礎講座のみの修了者については、免除することはできない。

表7 科目ごとの最大免除時間

#### ① 基礎・入門講座修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本	6時間	4時間
6 老化と認知症の理解	9時間	9時間
7 障害の理解	3時間	3時間
		計16時間

#### ② 入門講座のみ修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本 （「細目（7）介護における安全の確保とリスクマネジメント」及び「細目（8）介護職の安全」のみ）	6時間	2時間
6 老化と認知症の理解	9時間	9時間
7 障害の理解	3時間	3時間
		計14時間

### 3 認知症介護基礎研修修了者（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。）

(1) 免除科目及び最大免除時間は表8のとおりとする。

表8 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
6 老化と認知症の理解（認知症の理解の部分のみ）	9時間	3時間

	計 3 時間
--	--------

4 訪問介護に関する三級課程修了者（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するもの。）

（1）免除科目及び最大免除時間は表9のとおりとする。

（2）各科目の研修内容において、免除ができる部分については、表10のとおりとする。

表9 科目ごとの最大免除時間

科目		所定時間数	最大免除時間
1	職務の理解	2時間	2時間
2	介護における尊厳の保持・自立支援	6時間	3時間
8	こころとからだのしくみと生活支援技術 (科目8の内訳は以下のとおりとする。)	24時間	7時間
	ア 基本知識の学習	7.5時間目安	0時間
	イ 生活支援技術の学習	14.5時間目安	4時間
	ウ 生活支援技術演習	2時間目安	3時間
			計 12 時間

表10 免除ができる部分

下線部が免除できる部分

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	<u>(1) 多様なサービスの理解</u>	<u>○介護保険サービス（居宅）、○介護保険外サービス</u>
	<u>(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解</u>	<u>○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容、○居宅の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）、○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守り含む）</u>

科目	細目	研修内容
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(3) 人権と尊厳を支える介護	<p><u>①人権と尊厳の保持</u>  ○個人としての尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護</p> <p><u>②ICF</u>  ○介護分野におけるICF</p> <p><u>③QOL</u>  ○QOLの考え方、○生活の質</p> <p><u>④ノーマライゼーション</u>  ○ノーマライゼーションの考え方</p> <p><u>⑤虐待防止・身体拘束禁止</u>  ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援</p> <p><u>⑥個人の権利を守る制度の概要</u>  ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>
	(4) 自立に向けた介護	<p><u>①自立支援</u>  ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止</p> <p><u>②介護予防</u>  ○介護予防の考え方</p>
8 ところとからだのしくみと生活支援技術	(26) 生活と家事	<p><u>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u>  ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p>
	(32) 介護過程の基礎的理解	<p><u>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</u></p>